

議案第 68 号

羽曳野市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市営駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 8 月 31 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

茶山駐車場の新設に伴い、設置及び使用料に関する事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市営駐車場条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市営駐車場条例(平成19年羽曳野市条例第22号)の一部を次のように改正する。
第1条の表中6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項の次に次のように加える。

4	茶山駐車場	羽曳野市誉田6丁目612番地
---	-------	----------------

第3条第1項ただし書中「駐車券の交付をもって」を「ときに」に改める。

第6条第2項中「際に」の次に「規則に定める方法により」を加え、「、納入通知書により」を「納入通知書により、」に改める。

別表中

「

古市駅西駐車場 駒ヶ谷駐車場 古市駅東駐車場	時間 駐車	入庫日 の利用	20分を超え る40分以内	100円
			以後40分を 超えるごと に	100円を加算した額(た だし、1,200円を上限と する。)
		入庫日 を超え る利用	40分を超え るごとに	100円を加算した額(た だし、1日当たり1,200 円を上限とする。)

」を

「

古市駅西駐車場 駒ヶ谷駐車場 古市駅東駐車場	時間 駐車	入庫日 の利用	20分を超え る40分以内	100円
			以後40分を 超えるごと に	100円を加算 した額(ただし、1,200 円を上限とする。)

		入庫日 を超える 利用	40分を超え るごとに	100円を加算した額(た だし、1日当たり1,200 円を上限とする。)
茶山駐車場	時間 駐車	入庫日 の利用	1時間以内	100円
			1時間を超 えるごとに	100円を加算した額(た だし、1日当たり400円 を上限とする。)
		入庫日 を超える 利用	1時間を超 えるごとに	100円を加算した額(た だし、1日当たり400円 を上限とする。)

」に

改める。

附 則

この条例は、平成28年11月1日から施行する。

羽曳野市営駐車場条例 新旧対照表

新				旧						
(設置) 第1条 道路交通の円滑化を図り、市民の利便性に資するため、本市に羽曳野市営駐車場(以下「駐車場」という。)を次のとおり設置する。				(設置) 第1条 道路交通の円滑化を図り、市民の利便性に資するため、本市に羽曳野市営駐車場(以下「駐車場」という。)を次のとおり設置する。						
	名称	位置			名称	位置				
1~3	省略			1~3	省略					
<u>4</u>	茶山駐車場	羽曳野市誉田6丁目612番地		<u>4</u>	省略					
<u>5</u>	省略			<u>5</u>	省略					
<u>6</u>	省略			<u>6</u>	省略					
<u>7</u>	省略			<u>6</u>	省略					
第2条 省略 (使用の許可)				第2条 省略 (使用の許可)						
第3条 駐車場を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、市長の許可を受けなければならない。ただし、時間駐車により使用しようとする者については、規則で定めるときに市長の許可を受けたものとみなす。				第3条 駐車場を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、市長の許可を受けなければならない。ただし、時間駐車により使用しようとする者については、規則で定める <u>駐車券の交付をもって</u> 市長の許可を受けたものとみなす。						
2 省略 第4条・第5条 省略 (使用料等)				2 省略 第4条・第5条 省略 (使用料等)						
第6条 1 省略 2 前項の使用料は、時間駐車にあつては出庫する際に <u>規則に定める方法により</u> 、月極駐車にあつては市長が指定する期日までに <u>納入通知書により</u> 、納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。				第6条 1 省略 2 前項の使用料は、時間駐車にあつては出庫する際に、月極駐車にあつては市長が指定する期日までに、 <u>納入通知書により納めなければならない</u> 。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。						
第7条~第12条 省略 附 則 省略				第7条~第12条 省略 附 則 省略						
別表(第6条関係)				別表(第6条関係)						
駐車場区分		駐車区分		駐車場区分		駐車区分		使用料		
古市駅西駐車場		時間	入庫日	20分を超	古市駅西駐車場		時間	入庫日	20分を超	100円
駒ヶ谷駐車場		駐車	の利用	える40分	駒ヶ谷駐車場		駐車	の利用	える40分	

古市駅東駐車場			以内	
			以後40分を超えるごとに	100円を加算した額(ただし、1,200円を上限とする。)
茶山駐車場	時間 駐車	入庫日 を超える 利用	40分を超えるごとに	100円を加算した額(ただし、1日当たり1,200円を上限とする。)
			1時間以内	100円
		1時間を超えるごとに	100円を加算した額(ただし、1日当たり400円を上限とする。)	
古市駅西駐車場 恵我之荘駐車場 学園前駐車場 高鷲駐車場	月極 駐車	入庫日 を超える 利用	1時間を超えるごとに	100円を加算した額(ただし、1日当たり400円を上限とする。)
		1箇月につき10,000円		

備考 省略

古市駅東駐車場			以内	
			以後40分を超えるごとに	100円を加算した額(ただし、1,200円を上限とする。)
古市駅西駐車場 恵我之荘駐車場 学園前駐車場 高鷲駐車場	月極 駐車	入庫日 を超える 利用	40分を超えるごとに	100円を加算した額(ただし、1日当たり1,200円を上限とする。)
			1時間以内	100円
		1時間を超えるごとに	100円を加算した額(ただし、1日当たり400円を上限とする。)	
古市駅西駐車場 恵我之荘駐車場 学園前駐車場 高鷲駐車場		月極 駐車	1箇月につき10,000円	

備考 省略